

# 施策の方向性（案）について

## 施策 4 権利擁護が必要な方への支援を充実する

### 4 年間の目標

認知症や障害のある方など、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

### 現状と課題

認知症高齢者や障害のある方の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれます。支援が必要な方を早期に発見し、速やかに必要な支援に結び付けるためには、中核機関を中心として、関係機関同士の連携の強化を図ることが必要です。

後見人に財産管理等を任せることへの不安や申立費用、後見人への報酬支払等の金銭的な負担から、成年後見制度を利用したくないと考える方もいます。制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知と啓発が必要です。

近年、後見人の選任において、親族の割合が減少し、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の割合が増加しています。成年後見制度へのニーズがますます高まる中、後見人候補者の充実を図り、制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、専門職以外の法人後見や市民後見人の活用を推進するとともに親族後見人への支援が必要です。

第二期成年後見制度利用促進基本計画において、区市町村に対して、任意後見制度の利用や市民後見人の活躍の場の促進、申立経費や後見人等への報酬費用の助成の拡充などが期待されています。

高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。判断能力に不安がある方が、必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要です。

将来の不安への備えとして、判断能力が低下したときの生活や急な入院や施設への入所に関する不安などを解消し、地域で安心して暮らし続けられるよう、もしもに備えたサービスを充実することが求められます。

## 取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

---

判断能力が十分でない高齢者や障害のある方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人の意思を引き出すよう支援し、必要なサービスを利用できるようにしたり、適切に財産を管理したりすることが必要です。

令和2年度から練馬区社会福祉協議会権利擁護センターほっとサポートねりまが成年後見制度利用促進の中核機関となり、相談・支援、関係者によるネットワークの強化、周知・啓発を行い、制度の利用が必要な方を支援につなげています。

### (1) 地域で連携して支えるネットワークの強化

---

区では、ほっとサポートねりまが中心となって、弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センターなどの専門職や関係機関が参加する「成年後見ねりま地域ネットワーク会議」を開催し、関係者のネットワークづくりを進めています。また、身近な地域で関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築するため、福祉事務所等の圏域毎に検討支援会議を開催します。成年後見制度の利用に関する不安解消や一人ひとりに合わせた支援を行うため、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

### (2) 成年後見制度の周知・啓発

---

ほっとサポートねりまでは、法定後見制度や任意後見制度の周知・啓発や制度の利用を支援するため、ホームページ等での制度周知、啓発パンフレットの発行、一般相談や専門相談の実施、説明会や講演会の開催などを行うほか、地域に出向いて行う相談会の実施など、相談活動を行っています。

区民から相談を受ける地域包括支援センター等の職員が市民後見人養成研修の一部を受講することにより対応力の向上を図ります。

成年後見制度の利用者が、制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、制度の理解の促進を図ります。

制度利用に関する苦情等について、関係機関と連携して対応します。

### (3) 成年後見制度の利用に関する支援

---

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、区市町村に対し、成年後見制度申立費用や後見人等への報酬費用の助成の拡充が期待されています。

区は、介護保険制度の地域支援事業を活用して制度利用助成を拡充し、低所得者への申し立て経費の助成や後見監督人等への報酬費用の助成を行います。

また、制度を必要とする方が速やかに制度を利用できるようにするため、区長申立を適切に実施します。

## 取組項目 2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する

---

成年後見制度の利用を必要とする方が増加することが予測される中、誰もが安心して制度を利用できるよう、弁護士や司法書士等の専門職に加えて、後見人の担い手を増やす取組が必要です。

成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、練馬区社会福祉協議会や関係機関との検討・協議を進め、法人後見を実施する団体への支援や市民後見人の活用を推進します。

### (1) 法人後見実施団体への支援

---

ほっとサポートねりまが、成年後見制度の利用促進を目的に活動している区内NPO法人(特定非営利活動法人)等と定期的に情報共有や意見交換を行い、当該法人の活動を支援します。

また、後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、法人後見を実施する団体を支援します。

### (2) 市民後見人の養成と支援

---

区は、ほっとサポートねりまと協働して、後見業務を担う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう、養成研修を実施しています。養成研修の実施にあたっては、受講しやすいカリキュラムや実務研修を取り入れます。

市民後見人候補者として登録された後もフォローアップ研修を実施し、また、後見人を受任した後は、ほっとサポートねりまが後見監督業務を担うなど、市民後見人の活動をサポートします。

### (3) 親族後見人等の支援

---

親族の方が円滑に制度を利用できるよう、ほっとサポートねりまや地域包括支援センターで、成年後見制度の利用相談や申立ての支援を行っています。

また、親族後見人への支援として、個別相談や情報紙「ねりま後見人ネットだより」の発行などを行い、後見人受任後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

## 取組項目 3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

---

成年後見制度の利用を促進することは重要ですが、判断能力が低下している高齢者や障害のある方すべてに制度の利用が必要な訳ではありません。個々の状況に応じて、適切な支援やサービスを利用できるよう、成年後見制度の利用に至る前の施策や事業が求められています。

### (1) 地域福祉権利擁護事業等の実施

---

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うため、関係機関に制度の周知を図ります。

このほか、高齢や障害、病気などにより、財産の保管や日常的な金銭管理が困難な方を対象として、財産保全・手続き代行サービスを実施します。

### (2) 将来の不安に備えた支援の実施【新規】

---

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が、在宅で安心して暮らし続けることを支援するため、見守り事業や見守り配食と緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

令和6年度に、ほっとサポートねりまに終活相談窓口を開設し、相談受付、専門相談会等を実施し、終活に関する不安解消に取り組みます。また、相談内容から権利擁護・身元保証などに関するニーズを把握し必要なサービスを検討します。